

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当施設が実施するサービスについて以下の通り説明します。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人あおかげ
法人所在地	広島県尾道市因島中庄町字大山1032番地の1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 村上 祐司
電話番号	0845-26-2233

2 ご利用施設

事業所の名称	①しまなみ苑短期入所生活介護事業所 ②特別養護老人ホームしまなみ苑(空床利用)
サービス種別	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
事業所番号	① 3471300180 ② 3471300206
施設の所在地	広島県尾道市因島三庄町3404番地21
管理者名	施設長 稲澤 聡人
電話番号	0845-26-0473
FAX番号	0845-26-0472
第三者評価について	実施していません

3 施設の目的と運営の方針

施設の目的

しまなみ苑短期入所生活介護事業所および特別養護老人ホームしまなみ苑(以下「施設」という。)において行う指定短期入所生活介護サービス(介護予防)の事業(以下「事業」という。)は、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

施設運営の方針

施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所サービス計画に基づいて日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

4 施設の概要

特別養護老人ホーム

	敷 地	6,000㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建（耐火建築）
	延べ床面積	4789.43㎡
	利用定員	16名

(1) 居 室（特別養護老人ホーム含）

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
2人部屋(短期専用居室)	8室	21.70㎡	10.85㎡
1人部屋	8室	20.30㎡	20.30㎡
2人部屋	11室	21.70㎡	10.85㎡
4人部屋	11室	44.80㎡	11.20㎡

※ 短期入所サービスの利用定数は16名ですが、特別養護老人ホームしまなみ苑の入苑者が入院中で使用していない居室がある場合は、予め当該入苑者の同意を得て、当該居室を利用することがあります。

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂兼機能 訓練室	3室	349.41㎡
一般浴室	1室	50㎡
機械浴室	特殊浴槽	1台
医務室	1室	
静養室	1箇所	

5 職員体制（主たる職員）※併設特別養護老人ホームと合算（看護を除く）。

従業員の種類	員数	区 分				職務	備 考
		常 勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施設長	1	1				施設運営全般の管理責任者	
生活相談員	2	2				利用者の入退所、生活相談及び援助	介護支援専門員 社会福祉士
介護職員	36	29	1	6		利用者の介護業務	
看護職員	1	1				利用者の看護、保健衛生業務	
機能訓練指導員	1	1				利用者の機能訓練業務	准看護師1名
医師（嘱託医）	1			1		利用者の健康管理及び保健衛生の管理指導	医師1名
栄養士	1		1			食事上の栄養を管理、献立の作成	管理栄養士1名
介護支援専門員			3			短期入所サービス計画作成	他の職種と兼務

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間（8時30分～17時）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間（8時30分～17時）常勤で勤務
介護職員	早出 7：00～15：30 日勤 8：30～17：00 遅出 10：30～19：00 夜勤 16：30～翌日9：30 24時間体制で職員を常駐させます。
看護職員	正規の勤務時間帯（8時30分～17時）常勤勤務 夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
介護支援専門員	各勤務形態に応じて常勤兼務
医師	週2日（月・木曜日）
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

7 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
-----	------

ご予約の方法	ご予約は、利用を希望される期間の初日の2カ月前から受け付けておりますので指定の居宅介護支援事業所を通じてお申し込みください。
--------	--

8 サービスの概要

(1) 基本サービス

種 類	内 容
食事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。(食事時間)</p> <p>朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～12:30 夕食 18:00～18:30</p>
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	原則週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も実施します。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は、週1回は必ず実施します。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者個々の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 当施設の保有するリハビリ器具を使用した機能訓練を受けることができます。
健康管理	<p>嘱託医師により、週2回(月・木)診察日を設けて健康管理に努めます。</p> <p>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</p> <p>夜間は看護職員1名が自宅待機体制をとります。 看護責任者 看護 宮地 健雄</p> <p>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</p> <p>医療機関、薬局等で要した費用に関しては、原則として、一旦施設で立替払いし、後程、お支払いいただきます。 (当施設の嘱託医師)氏名:三宅 一郎(三宅医院)</p>
相談及び援助	<p>当施設は、利用者およびそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口)生活相談員:中津 満、木村 芙三恵</p>
社会生活上の便宜	当施設では、必要な教育娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎サービス	因島地域内の方についてはご自宅までの送迎を実施しております。(実施できない日や時間帯がありますので都度ご相談下さい。)

※ 貴重品の管理はおこなっておりません。紛失・盗難事故防止のため貴重品は持ち込まないようにお願いします。万が一、貴重品を持ち込まれた場合の紛失や盗難等の事故については責任を負いかねますのでご了承ください。

○料金（1日あたり）

巻末に付した料金表により、ご利用者の要介護・要支援状態区分に応じたサービス料金と食費・滞在費等の合計額をお支払い下さい。（利用料金はご利用者の所得の状況・要介護度等に応じて異なります。）

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※ご利用者、ご家族のご希望により送迎を行う場合には、巻末に付した料金表に記した送迎料金を負担して頂きます。

居宅サービス計画を作成しないで短期入所サービスを利用された場合等は、利用者にサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、償還払いの申請を市町村に対し行うこととなります。その申請に必要とされる事項を記載した「サービス提供証明書」等を交付します。

（2） その他のサービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	指定理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。 指定美容室の出張による美容サービスを利用いただけます。 費用は実費いただきます。（男性3,000円・女性2,500円） 利用料の利用者負担分とともにお支払いいただきます。
日用品	ご利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用は別途負担いただきます。
電気器具使用	居室内に電気毛布等の電気器具を持ち込み使用する場合は、器具1点につき電気使用料を負担いただきます。
テレビ代	居室にてテレビをご利用いただけます。その場合はレンタル料(ラココト)を施設にて一旦立替え後に清算させていただきます。
サークル活動 ・生き甲斐活動	利用者の趣味を活かし、利用者の希望により手芸、フラワーアレンジメント、茶道、書道等のサークル活動を実施しますが、これらの活動に要する実費を別途いただきます。詳細は別途お知らせいたしますので、ご確認下さい。

（3） 利用料金のお支払い方法

前掲（1）・（2）の料金・費用のうち、後日精算することが適当なものについては、1カ月毎に計算し、ご請求します。

お支払い方法は原則として金融機関口座からの自動引き落とし(毎月26日)とさせていただきます。つきましては契約時に所定の「預金口座振替依頼書」に必要事項を

ご記入の上ご提出下さい。

なお申し込みされてから引き落としが開始されるのが数ヶ月かかりますので、それまでは下記のご対応をよろしくお願いいたします。

① 指定銀行口座への振込み

銀行・支店名：もみじ銀行 因島支店

口座種類：普通預金

口座番号：3442141

口座名義：特別養護老人ホーム しまなみ苑

施設長 稲澤 聡人

② 窓口で現金支払い(日曜・祝日はお取り扱いできません)

9 利用者の秘密保持について

施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。施設職員が利用者等に関する情報を使用する場合は利用者及び身元引受人から、予め同意を得ておきます。

施設は、施設に勤務する職員が退職後、在職中に業務上知り得た利用者等に関する秘密を、第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じます。

施設は利用者の個人情報保護のため、個人情報保護委員会を設置し、法律を遵守することに努めます。

10 安全対策について

施設内に事故対策委員会を設置し、担当者を定め、施設内での事故を未然に防止すると共に、事故を分析し、事故発生防止の為に改善策を検討します。

また万が一サービス利用時に事故が発生した場合は、速やかに尾道市及び関係各機関並びに入所者の家族・身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故原因を解明し、再発生を予防する対策を講じます。また賠償すべき事項については損害を賠償します。

施設は、万一の事故発生に備え、日本商工会議所の事業活動包括保険に加入しています。

1 1 当施設をご利用の際に留意いただく事項

居室設備 設備器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の使用方法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
	ご希望によりテレビを居室に設置することができます。 * 場合によりイヤホンを購入していただく事があります。
喫煙	全館禁煙となっております。
付き添い等	ご相談下さい。
金銭及び物品の 供与及び貸与等	他の利用者への物品、金銭の供与及び貸与は行わないようにして下さい。このことによるトラブルについては施設側では責任を負いかねます。
所持品管理	所持品については全て記名しておいて下さい。荷物の持込は、居室スペースの可能な範囲でお願いいたします。
迷惑行為等	他者に対して脅威を与える行為、暴言、暴力、騒音等、迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
他者への脅威 暴力団 新興宗教団体 政治団体等	暴力団関係者、新興宗教団体、政治団体等により従業者または他の利用者に対して、脅威を与える恐れのある場合及び脅威を与えた場合は退所していただくことがあります。また、活動についても一切ご遠慮ください。
営業行為等	本人またはご家族の方による施設内においての一切の営業行為はご遠慮いただきます。
ペットの持ち込み	入所時ならびに面会時の施設内へのペット等の持ち込みは一切ご遠慮いただきます。

1 2 相談苦情申出先

当事業所における相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。なお、利用者及び身元引受人等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気づきの点につきましても、玄関ロビーに有ります、「意見箱・苦情箱」をご利用いただくか、職員までご一報下さいますことを希望いたします。

苦情責任者	施設長 稲澤 聡人
苦情受付担当者	相談員 中津 満、木村 芙三恵
相談受付担当者	相談員 中津 満、木村 芙三恵
受付時間	平日 9:00～17:00 上記の時間以外をご希望の方はご相談下さい。 電話番号 0845-26-0473

相談場所	特別養護老人ホームしまなみ苑 相談室
その他の苦情等受付窓口	社会福祉法人あおかげ第三者委員会 氏名 香川 松信 電話番号 0845-28-0039 氏名 村上 充良 電話番号 0845-22-5312
	尾道市役所 高齢者福祉課 介護管理係 電話番号 0848-38-9440 広島県尾道市久保1丁目15-1
	広島県国民健康保険団体連合会 電話番号 082-554-0783 広島市中区東白島町19番49号

○苦情相談の解決について

①窓口担当者は、面接、電話、書面などにより苦情相談が寄せられた場合は、苦情の内容や苦情申出者の意向等を確認のうえ記録し、苦情解決責任者（施設長）に報告し、必要に応じては苦情処理委員会を召集します。

②苦情解決責任者は、苦情申出者と話し合いによる解決に努めます。

③苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について、一定期間経過後、苦情申出者に報告を行いません。

○ 社会福祉法人あおかげ第三者委員会（上記）にも直接苦情申し立てができます。

○ 公的機関（上記）においても、苦情申出等ができます。

※ 苦情や意見を述べた利用者及び身元引受人等に対して、以降の利用者や生活において、決して不利益な扱いは致しません。万一不利益な扱いを受けた場合は、施設として責任ある対応を致しますので「苦情解決責任者」に直接その旨をお申出下さい。

1.3 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び日時、その際の利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由について記録します。

1.4 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため対策を検討する委員会および担当者を置き、定期的を開催するとともに、施設内研修会を開催し、定期的な職員に虐待防止のための研修を行います。

1 5 協力医療機関

医療機関

医療機関名	因島総合病院（救急指定病院）
住所	尾道市因島土生町2561番地

歯科機関

医療機関名	斎藤歯科クリニック
住所	尾道市因島土生町1217-7

1 6 入所時のリスクについて

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分・食物及び痰を飲み込む力が低下します。それに伴い、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 御高齢であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設嘱託医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

尚、ご説明でわからない事があれば、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

1.7 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 火災発生時には、火災通報装置により自動的に消防署へ連絡が入るようになっています。
- (2) 防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓ほか
- (3) 防災訓練 定期的に防災訓練を実施します。

1.8 写真の利用について

当事業所ではサービス利用の様子を、当事業所発行の新聞・ホームページ・研究発表等で使用させて頂く場合があります。

ご利用者様の撮影した写真の利用について 許可する 許可しない

1.9 その他

当事業所では、ボランティア及び専門職の養成のため、実習・研修の受入れをしています。サービス提供にあたり、実習生等が職員に同行する場合がありますので趣旨を理解いただきご協力下さい。尚、ボランティア・実習等の受入れに際しましてはご利用者の個人情報の取り扱いについては留意いたします。

私は、本書面に基づいて貴事業所の職員（職名_____氏名_____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 ____年__月__日

利用者 住所_____

氏名 印

利用者の家族等 住所_____

氏名 印

続柄_____